

大阪市防災会議

日 時：平成26年1月15日（水）

午後1時30分～午後3時14分

場 所：ホテルプリムローズ大阪 2階 鳳凰の間

○東危機管理監

本日、大阪市防災会議に御参集賜りまして、どうもありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます大阪市危機管理監の東でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座らせていただきます。

開会に先立ち、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

現在、委員総数86名のうち72名の御出席をいただいております。当防災会議は大阪市防災会議運営要綱第2条第2項の規定に基づき、有効に成立をしておりますことをまず、御報告を申し上げます。

なお、本日の会議は、審議会等の設置、及び、運営に関する指針に基づき、報道関係の方々に公開しております。

それでは、これより大阪市防災会議を開催いたします。

開会に当たりまして、大阪市防災会議会長であります橋下大阪市長のほうから御挨拶を申し上げます。

○橋下会長

地域団体の皆さん、また、民間の皆さん、きょうはお忙しい中、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

防災・減災対策というものが今、大阪において喫緊の課題、最重要課題となっております。これは大阪府、松井知事とも共通の認識を持っております。皆さん、御承

知のとおり、南海トラフ巨大地震が発生することはもうこれは間違いない、そういう知見となっておりますので、それに対する対策というものを講じなければなりません。その際に、きょう、お集まりいただきました民間の皆さんと、それから、市役所から各局の幹部や区長、きょうは出席しておりますが、このメンバーがきちっと力を合わせて、いざ、災害となったときには、その対応に当たらなければいけない。そして、その災害が発生する前から対策を講じなければいけない。そういう思いを強く持っております。僕の防災・減災対策に対するキーワードは役割分担、当たり前なんですけれども、役割分担ということを明確化して、それぞれの領域といいますか、自分たちがやらなければいけない領域においてきちっと対応を講じると。それに尽きるかと思っております。

知事の時にも、防災・減災ということには力を入れてきたんですが、なかなか行政と民間の役割分担だったり、また、個人と、いわゆる地域社会との役割分担、そのあたりが不明確で、どこまで行政がやるのか、どこまで市民の皆さんに負担をこうむっていただくのか、地域の皆さんに負担をこうむっていただくのか、ここをはっきりさせないと、いざというときにコミュニケーションに齟齬を来して、ここは本当は行政がやってくれると思っていたのにとか、行政は行政サイドで、ここまではやっぱり行政はできませんよねということになってしまう。それが一番最悪の事態を招くものだと思っております。ハード整備、ソフト対策、両面から防災・減災対策を講じなければいけません、ハード整備やソフト対策の施策を講じる前提として、やはり役割分担ということを明確化し、民間と役所のほうで認識をきちっと共通化を図ると。自分たちが対策を講じなければいけないのはどこまでなのかと、そして、ここから先は違う役割の主体にある意味委ねると。そして、じゃあ、相互連携はどうするのか。役割分担を明確化して初めて相互連携ということも密なものになると思っておりますので、きょうはさまざまな御意見をいただきながら、特に役割分担というところを意識しながら、この会議を進めていければと思っております。

まずは自助・共助・公助、やはり市民の皆さんにできること、やっていただけること、やっていただかなければいけないことはやっていただく。それが不可能なものについては地域社会で、そして、地域社会でも無理なものはきちっと公が、行政が税を投入してやっていくと。この自助・共助・公助のあり方というものが非常に重要なのではないかと考えております。

そして、役所サイドのほうも、今度は大阪府と大阪市の役割分担。いわゆる広域行政と、政令市というものは基礎自治体かどうかというのはいろいろ議論があるんですが、基礎自治体と考えて、大阪府と大阪市のいわゆる広域行政体と基礎自治体の役割分担、どういうことなのか。そして、さらに大阪市においては、大阪市役所、いわゆる本庁、市長、僕が率いる市長部局と、それから、それぞれの住民の皆さんに近い、まさに区役所との役割分担、これもきちっと明確化しなければいけないと考えております。大阪府、大阪市、そして、区役所の役割分担も明確化した上で、それぞれの領域でやるべきことをやり、役割分担、その境界の事柄に関しましては相互連携を図っていく。そして、民間との役割分担、連携と。やはり防災・減災対策、役割分担とその領域間の連携というところが非常に重要かと思っていますので、ぜひ、きょう、さまざまな御意見をいただきながら、そこを再確認して、南海トラフ巨大地震に備えるべく、きちっと一丸となって力を合わせていきたいと考えております。

地域防災計画についても、今、大阪市全体のものと、各区役所で作るもの、役割分担を進めておりまして、民間の皆さんに大阪市全体の地域防災計画と、それから、区役所の防災計画、どうかかわっていただくのか、そこについても確認していただきたいなと考えております。

あと、最後に、これは僕の強い思いで、危機管理室のほうに指示を出しているんですが、これら防災・減災対策を体系的にまとめた防災・減災条例というものをしっかりと制定をしたいと考えております。これは役割分担を明確化し、そして、相互連携、きちっとやるべきこと、それも明示した上で、市民の皆さんにもやはり負担を求める

べき、また、協力を求めるべきことは、そこも条例で何かしら明示できないかというふうに思っております。やはり市民の皆さんの協力なくして防災・減災はできませんので、一定の協力を求めるような、そのような条例というものの制定を考えております。

そして、この防災・減災対策を講じるに当たっては、やはり非常に重要なことは、住民の皆さんの御意見を酌み取る行政の力というものも重要でありまして、今は中之島にある大阪市役所の5階にある僕の市長室の1室で、危機管理室や副市長を初め、担当局と議論しながら物事を決めているんですが、やはりこれでは不十分だと思っています。地域のそれぞれの現場における状況、例えば、備蓄の問題だったりとか、それから、避難所の問題だったりとか、また、訓練のあり方だったりとか、こういうことは住民の皆さんが日々、経験していることに基づいて、また、認識することに基づいて、行政のほうにその御意見を出していただかなければ、十分な防災・減災対策にならないというふうに思っておりますので、防災・減災対策を講じるに当たって、いかに民間の皆さん、市民の皆さんの御意見を我々、行政サイドのほうで酌み取っていくのか、その酌み取る力をどう強化していくのか、ここも非常に重要かと思っています。その民間の皆さんの御意見を酌み取る最前線が区役所でありまして、今、区長にはそれぞれの区政運営において、それぞれの区の中においては、区長に権限を持ってもらって今、区政運営をやってもらっているところでもあります。これまでの大阪市役所の体制とかなり変わったところもありますので、民間の皆さん、住民の皆さん、地域の皆さん、区役所とのかかわりというものをさらに密に持っていただきまして、皆さんの御意見をきちっと大阪市の防災・減災対策に反映させていきたいと思っておりますので、ぜひ、区役所との関係というところも、これまでとはまた違った関係というものも構築していただきたいと思っております。そのようなことをしっかりと最終的には条例にまとめまして、市民の安心・安全をしっかりと守っていくような、そういう大阪市政としていきたいと思っております。

きょうは僕のこのような思いと、一定の方針に基づきまして、この会議を進めさせていただきたいと思います。ただ、この方針にかかわらず、さまざまな皆さんからも御意見をいただきたいと思いますので、本日は貴重な時間をいただきましたので、実りある会議としていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○東危機管理監

ありがとうございました。

では、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料、上から順に議事次第、委員名簿、配席図、資料は1から、2 - 1、2 - 2、2 - 3、2 - 4、そして、3、4、5、参考資料の1、2、以上13点ございます。不足はございませんでしょうか。

よろしければ、次にお手元の次第をごらんいただきたいと思います。

本日、議題4点ございまして、議題1といたしまして、府のほうから順次、公表されております南海トラフ巨大地震に係る被害想定について御報告申し上げます。議題2ですが、昨年7月に自助・共助・公助のあり方検討部会、並びに、多様な災害における避難のあり方等検討部会を大阪市の防災会議の部会として設置しまして、昨年12月までにそれぞれ4回にわたる会議を開催し、検討を進めてまいりました。その結果について、事務局のほうから御説明申し上げるとともに、きょうは部会長であります宮野委員、室崎委員のほうから、部会におけるそれぞれの御提言について御発言をいただきたいと思います。議題の3と4ですが、これらを踏まえまして、大阪市地域防災計画の改訂の方向性、並びに、自助・共助・公助のあり方検討部会のほうからも御提言をいただきました大阪市防災・減災条例（仮称）の制定の方向性につきまして、事務局から御説明申し上げ、御議論をいただきたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきます。

大阪市防災会議運営要綱第2条第1項の規定によりまして、防災会議会長が議長となることが定められておりますので、恐れ入ります、橋下市長のほうに議長をお願い

いたします。

○橋下会長

では、議事に入らせていただきます。

ちょっと冒頭、挨拶で言い忘れてしまったこと、大阪の特殊性ということで、1つは地下街、これは僕も東京と比べて、東京に住んでいたときに、大阪のおばあちゃんのところへ夏休みとかで行ったときに、地下街というのは東京よりもはるかに大阪のほうがすごいなという記憶があるんですけども、やっぱり地下街対策というものは大阪のある意味、特殊課題といたしますか、対応しなければいけない特殊事情の一つかと思えます。

それと、海拔ゼロメートルの地域が、やはりベイエリア付近部に多いというところもありまして、こちらの海拔ゼロメートル、マイナスですか、要はその地域の対策というところもかなり大阪市の特殊事情といたしますか、特に当たらなければいけない課題かと思っております。ちょっと済みません、冒頭、申し忘れてしまいましたので、追加をさせていただきました。

今から議事に入らせてもらいます。

まず、事務局から、議題1、南海トラフ巨大地震に係る各種被害想定結果について、この報告と、議題2について、部会の検討結果ということについて説明をしてください。その後、続いて、議題2の部会の検討結果につきまして、2つの部会の部会長の宮野委員と、室崎委員より御発言をお願いしたいと考えております。

○松本危機管理室長

大阪市危機管理室長の松本でございます。

着席して、私のほうから御説明させていただきます。

まず、議題1の大阪府南海トラフ巨大地震に係る各種被害想定結果については、大阪府において、大阪府防災会議に南海トラフ巨大地震対策等検討部会が設置され、国及び府のデータをもとに、南海トラフ巨大地震の被害想定推計が行われており、昨

年8月と10月に推定結果が公表されておりますので、資料1に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページですけれども、南海トラフ巨大地震の規模として、東日本大震災を教訓に、マグニチュード9クラスと想定され、震度とそれに伴う地盤の液状化の可能性、津波浸水の推計が行われております。

2ページは、大阪市域の被害想定をお示ししております。

震度につきましては、左の図のとおり、全24区に黄色の部分が広がっており、最大で震度6弱と想定されております。また、地盤の液状化につきましては、右の図のとおり、赤色の部分が広がっておりますが、これらの箇所では液状化の可能性が高いとされておるところでございます。

3ページに進みまして、津波の浸水想定でございますが、本市では東日本大震災を教訓に、湾岸など10区において津波避難ビルの確保を推進するとともに、上町台地より西側において地下街、地下駅の避難確保計画の作成を推進するなど、避難対策を軸とした対策を進めてきました。しかし、今回の大阪府の公表によれば、新たに北区など7区についても津波が浸水し、浸水エリアが17区に拡大、浸水面積としては市域の約3分の1にも及ぶことが明らかになったところでございます。新たに浸水が予想されるエリアについても避難対策などが必要となります。

4ページです。

4ページの図は満潮時において地震が発生し、堤防が沈下した場合にゼロメートル地域では津波がくる前に海や河川から浸水するというものでございます。最悪の場合、西淀川区の佃地域など、赤色の部分は地震発生後10分以内に浸水のおそれがある箇所であり、青色の部分は津波による浸水が30センチになるまでの間に河川から浸水するおそれのある箇所とされております。

5ページ、6ページは以上の地震や津波などによる人的建物被害の想定をお示ししております。

大阪府全体の死者数は約十三万四千人、そのうち約九割の約十二万人が大阪市域でございませう。特に津波による被害が大きき、死者は、迅速に避難しなかつた場合には市域で最大約十一万九千人、迅速に避難しても約七千九百人という結果となつております。

また、建物被害につきましては、全壊棟数が府域で約十七万九千棟、うち市域で約七万九千棟、さらには、負傷者数が大阪府域で約九万九千人、うち市域で約五万三千人という結果となつております。

以上のことから、堤防や建築物の耐震化などハード対策と、避難対策などソフト対策の両面からの防災対策の取り組みが必要となつております。

なお、ライフライン被害、経済被害の想定につきましては、近日中に大阪府より公表されるとお聞きしており、参考に府における検討結果を7ページ、8ページにお示ししております。よつて説明は割愛させていただきます。

以上が大阪府から出されました各種被害想定の結果でございませう。

次に、議題2、部会の検討結果でございませう。

資料の2-1、資料の2-2に沿つて部会としての報告書を説明させていただきます。

東日本大震災を踏まえ、南海トラフ巨大地震、津波や台風など、近年高まる災害リスクや、少子高齢化など、社会情勢の変化などに対応できる大阪市地域防災計画の改訂に向け、大阪市防災会議に2つの部会を昨年7月に設置し、専門家や地域の代表などの御意見をいただき、12月まで各4回開催し、検討を行つてきたところでございませう。

まず、資料2-1の自助・共助・公助のあり方検討部会報告書の説明をさせていただきます。

この部会では、大阪市における防災・減災に関する取り組みの現状と課題を分析し、自助・共助・公助において、それぞれの役割と責務を果たしながら、防災・減災対策

の促進、強化を図るための方策について検討を行ったところでございます。

1 ページをごらんください。

大阪市立大学、宮野副学長に部会長に御就任していただき、また、甲南女子大学名誉教授の奥田委員、地域振興会の宮川委員、地域女性団体協議会の吉村委員などにも御参画いただき、昨年7月2日から12月11日まで計4回にわたり部会を開催し、検討を行いました。

3 ページから8 ページは大阪市におけます防災・減災対策の現状と課題をお示ししております。

3、4 ページには、現行の大阪市地域防災計画は大阪市や関係機関の公助中心の内容であること、また、大災害時には本市、市民、昼間市民、いわゆる昼間市民でございますが、あと、事業者等の責務と役割を明確にする必要があることなどが記述されております。

5 ページに飛びまして、昨年度より取り組んでおります、先ほど市長からも紹介がありましたけど、区の地域特性に応じた区の地域防災計画の作成に当たっての視点といたしましては、自助・共助による取り組みが望まれる事項を中心に記載していること。また、地域で想定されている災害リスク、避難行動など、地域の実情を踏まえた内容とすること。区役所と市民などが共有できるものとするなどを示しております。

続きまして、6 ページには事業者等における対策の現状と課題をお示ししております。

特に、ページの下段に示しておりますように、企業における事業継続計画、いわゆるBCPの策定の状況につきましては、従業員数が少ない企業ほど策定されていないという調査報告もございます。

また、8 ページには大阪市におけます自主防災活動の状況などを示しております。

後ほど、議題3の大阪市地域防災計画の改訂の方向性についての点で詳しく御説明

させていただきます。

9 ページには大阪市の目指す方向性をお示ししております。

大規模な災害に対して、公助には限界があることから、自助と共助を含め、それぞれが役割を果たすことにより防災・減災につなげる仕組みをつくり、人的被害、物的被害を最小限にしようとするものでございます。

10 ページにはこの部会の趣旨と検討事項をお示ししております。

続きまして、11 ページから19 ページには大阪市を取り巻く状況についてお示ししております。

11 ページには大阪市の特性といたしまして、流入人口の約百十一万人を含め、昼間人口が多いこと。中高層建築物が多いこと。先ほど市長からも御報告がありましたように、地下街、地下駅が発達していること。密集市街地が多く残っていることを代表的にお示ししております。

12 ページには地勢として、地震被害をもたらすと考えられる断層が存在する状況や、大阪湾や大和川、淀川などに囲まれている状況、また、低く平坦な地盤が広がっている状況をお示ししております。

また、地域における災害リスクとして、13 ページには、内陸直下型の地震であります上町断層帯地震の被害想定を、14、15 ページには東日本大震災を教訓に、避難を軸とした大阪市における南海トラフ巨大地震に対する取り組みを、18 ページには地域における近年の主な被害状況をお示ししております。

19 ページには社会的背景といたしまして、国における東日本大震災を踏まえた対策の検討や、法改正などの動向、並びに、大阪府において南海トラフ巨大地震の被害想定と対策の検討を行い、平成25年度末に大阪府地域防災計画を改訂する方向をお示ししております。

20 ページから22 ページにかけては、阪神淡路大震災を教訓にソフト面、ハード面から今すぐできる対応、取り組みを書いております。

大規模災害時には、公助の限界があり、今後、自助・共助・公助の責務と役割を明確にしつつ、防災・減災対策の強化を図る必要があるということでございます。

23ページから27ページにつきましては、地域防災計画の実効性を高める方策案として、防災・減災に関する条例の制定が効果的であることが記述されております。

28ページ、29ページは部会の提言であり、この後、部会長の宮野委員より御発言をいただきます。

次に、資料2-2の多様な災害における避難のあり方等検討部会の報告書について御説明します。

1ページをごらんください。

この部会では、大阪市において、地震、津波だけではなく、さまざまな災害リスクに直面していることや、都市化など社会環境が大きく変化していることなどを踏まえ、災害の発生する、または、おそれのある時間軸、いわゆるフェーズごとでございますが、及び、災害ごとに避難のあり方として避難フレームを検討したところでございます。

2ページは部会の委員として、室崎委員に部会長をお願いし、重川委員など、総勢5人の専門家などの御意見をいただきながら、計4回にわたり開催したところでございます。

3ページから6ページは各検討経過として各委員からの御意見を取りまとめております。

9ページは災害時での市民、事業者等におけます安全、確実な自主避難をしていただくための基本の避難フレームをお示ししております。時間軸を設定し、事前の備えをフェーズゼロ、災害が発生する段階をフェーズ1、避難行動をフェーズ2、避難場所への到達をフェーズ3とし、それぞれの時間軸に対して事前啓発、情報伝達、並びに、避難行動、避難先の確保といった具体の構造の整理を行っております。

また、10ページでは避難フレームを活用する際の留意事項として、フェーズごと

に課題、方向性、対応を整理しております。

11ページから15ページは災害ごとの避難フレームをお示ししております。特に、緑色のゴシック体の部分は、各災害種別におけるポイントをお示ししております。

また、参考資料といたしまして、避難場所の定義、並びに、避難準備情報とか、避難勧告、避難指示の発令時の状況、並びに、住民に求める行動などを明記しております。

また、4ページから9ページにかけましては、昨年9月16日の台風18号に伴う大和川沿いの地域に対する避難勧告の実施、及び、課題と今後の対策の案をまとめたところがございます。

報告については以上でございます。

続きまして、宮野委員に自助・共助・公助のあり方検討部会の提言について、また、室崎委員には多様な災害における避難のあり方等検討部会の提言をお願いいたします。

○宮野大阪市長大学理事

自助・共助・公助のあり方検討部会、部会長の宮野でございます。

部会での検討結果に基づきまして、提言を申し上げたいと思います。

まず、本部会における検討の視点といたしましては、大規模災害に対して、大阪市、また、市民、昼間市民、そして、事業者等の責務と役割を明確化し、自助・共助による取り組みの促進を図りつつ、ソフト・ハード両面からの抜本的な防災・減災対策の強化が必要であること。また、大阪市、市民、昼間市民、事業者等が共有できる大阪市地域防災計画の構成、内容に改訂することが必要であること。あわせて、大阪市地域防災計画の実効性を高めるための方策が必要であること。こういったことに着目いたしまして、各委員から御意見をいただき、資料2-1の報告書を取りまとめさせていただいたところがございます。

提言の部分につきましては、お手元資料の2-3として抜粋されておりますので、これに沿って提言をさせていただきたいと思います。

各項目ごとに申し上げます。

まず、大規模な自然災害に対しましては、まずは行政によるソフト・ハード両面の対策をスピード感を持って取り組む必要がございますが、行政の公助の限界も示しつつ、市民や事業者等における自助・共助による対策の促進が必要であると思っております。

また、地域におきましては、企業や隣接地域との連携を図るとともに、地域等の境界にとらわれず、災害リスクや、地形、建物の立地状況等の地域特性に応じて体制を構築する必要があります。また、大都市の特性から、マンションの管理組合等につきましても地域との連携を促進する必要がございます。

また、市民におきましては、国の中央防災会議における南海トラフ巨大地震に関する対策として提唱されておりますように、物資不足に対応するため、1週間分程度の備蓄に努める必要があると考えています。

また、大都市の特性から、昼間市民の安全確保対策も必要でございまして、オフィスビルや集客施設、地下街などにおいて対策が早急に必要となっております。

大阪市には密集市街地が多く残っておりまして、住民みずからが地震時等における危険性を認識して、安全・安心なまちづくりに協力することが必要と考えています。

また、災害時における情報伝達は重要でございまして、自助・共助による具体的な取り組み方法などを大阪市から積極的に啓発するほか、地域や事業者による共助活動への人的支援が必要と考えます。また、先進の活動事例の情報共有も必要と考えています。

さらに、大阪市地域防災計画につきましては、公助中心の構成から自助・共助の取り組みについても記載する構成に改めまして、全ての人と共有し、取り組むことができるように検討すべきであると考えています。その際に、区の特性に応じた区の地域防災計画、地域が主体となって作成する地区の防災計画、これらは大阪市地域防災計画に位置づけて、市の組織と連携した活動が行われるように配慮すべきと考えています。

大阪市地域防災計画の実効性を高めるために、大阪市、市民、昼間市民、さらに、事業者等の責務と役割を明確にし、努力義務等を課することができる法規範として防災・減災に関する条例の制定を行い、自助・共助の取り組みの必要性を訴求していくことが効果的であると考えています。

合わせて、市民、昼間市民、事業者等における防災意識向上のための防災教育も必要であると考えます。また、自助・共助の取り組みがなぜ必要なかを明確にするとともに、災害時におけるさまざまな場所、あるいは、場面において、支援を受ける側と想定される市民等が、対応可能であれば、支援する側になっていくように、このように誘導していくことも必要であると考えております。

以上を踏まえまして、市民、昼間市民、また、事業者等にも十分、理解が得られ、全ての人において確かな情報を得て、みずから判断し、避難行動等ができる能力である防災リテラシーが向上し、高齢者、障害者、女性の視点、こういったものと考慮して、地域や事業者等においても防災・減災に関する計画を作成、実践され、災害から尊い命が守られる大阪市となることを願っております。

私からは以上でございます。

○室崎神戸大学名誉教授

それでは、多様な災害における避難等のあり方部会の室崎でございます。

お手元の資料の2 - 4をごらんになっていただきながら、御報告させていただきたいと思います。

まず、部会のタイトルでございますけれども、多様な災害における避難等のあり方ということになっていきます。避難というのがとても大切だということが、この部会の中心的なテーマでございます。減災における最後のとりで、最後、避難がうまくいかなければどうにもならないということで、先ほどの被害想定のお報告にもありましたけど、避難がうまくいかなければ12万人の命が奪われる。うまくいってもたくさん亡くなるんですけど、うまくいけば8,000人に減るということは、そこで1

0万人、避難によって命を救えるということでもあります。それだけ避難をしっかりと確実にやるように考えないといけないということが基本でございます。

避難ということを考えたときに、さらに重要なことは、避難は誰が逃げるのかというと市民一人一人だということです、一人一人が正しく行動すれば、みずからの命を救えるということでもあります。そうすると、重要なことは、一人一人が避難のあり方、あるいは、その手段だとか、タイミングだとか、そういうものを理解するということが必要で、現時点でそこが非常にわかりにくくなっている。いつ、どのタイミングで、誰と、どのような方法で、どこに逃げたらいいのかということはよくわからない。逆に言うと、そこをわかりやすくする。市民にとっても非常に明解になるという作業をしないといけないということで、わかりやすさ、最初のところに少し書いてございませうけれど、市民にとってわかりやすいところを主眼に置きながら、避難対策の全体像を再検討したということでもあります。

そのわかりやすさのために避難フレームというものをつくります。これは一つの考え方の交通整理の一つといたらいいんですか、マトリックスのようなものだ。これは先ほど事務局のほうからも御説明いただきましたけど、その避難フレームの中で3つの軸を考えております。

1つは時間軸、そういう災害が起きる前から、起きた直後、それから、しばらくたって避難するまでの間、フェーズ0、1、2、3という形で、どの段階でどうすべきかということを明確にして、2番目の軸が、これは多様な災害におけるということでもありますけれども、津波に対する避難も必要でしょうけれども、河川の氾濫、洪水に対する避難も必要だと。さらには、大規模火災による避難も必要だということで、災害によって避難のあり方が違ってくる。そうすると、災害ごとの軸というものをしっかりつくらないといけないというのが2番目であります。3番目はきょうの全体のテーマですけど、自助・共助・公助、それぞれの役割分担という、行政がどうすべきか、一人一人の個人がどうすべきか、その間をコミュニティがどうつなぐべきかというよ

うなことの自助・共助・公助のフレーム。この3つの軸で対策を交通整理をしてまとめたのが避難フレームということで、先ほど御説明いただいたところでございます。

その中で幾つかポイントを申し上げますと、一番重要なことは、市民自身が理解するということが基本であります。そうすると、そこに出てきたちよつと専門用語ですけど、防災リテラシーという言葉と、リスクコミュニケーションということがとても重要になっています。リテラシーは当然の教養として、災害に対する避難のあり方とか、災害そのものも知っておくということですけど、そのリテラシーを高めるためにはコミュニケーションという、専門家とか行政と、市民との情報交流みたいなものをしっかりやらないといけないということで、行政がわかりやすい基準を定めるとともに、行政と市民とリスクコミュニケーションによって市民の意識や理解を高めていくということがとても重要だということを基本に置いているのが大きなポイントであります。

2点目は、これはもう先ほどから言われていることですがけれども、自助・共助・公助の枠組みの中で、一番目は自主防災組織の役割はとても重要だ。2番目は事業所の役割はとても重要だ。特に、今まであまり事業所というところに着目してこなかったわけでありましてけれども、例えば、帰宅難民が起きたときには、コンビニやそういうところの帰宅難民の情報ステーションとしての役割も必要でしょうし、いろんな形で事業所の支援を受けないといけないということで、事業所の役割について、とても重要だというふうにまとめさせていただいております。

それから、2点目がまさにその自助・共助・公助の関係、3点目は、従来、避難で曖昧であった部分がたくさんあります。例えば、車を使っていいのかどうか、従来は車を使うなということを言っていたわけですけど、超高齢者社会になってきて、場合によっては車を有効に使うということは必要になってくるのではないかというようなことを少し、車による避難が有効なケースも考えられるという形で、どういう場合に車が使えるのかというようなことも検討させていただいております。

それから、もう一つ、曖昧だったことは、言葉上の問題もあるんですけど、避難場所と避難所という言葉があります。避難場所といたら緊急時の避難場所、安全を確保する避難場所、避難所というのは応急生活をするための、毛布とか、食事を提供するための生活の場とした避難所なんですけども、その区別がうまくいっていない。東日本大震災のときは、まさにその区別ができていないので、応急生活のための収容避難所、具体的には小学校あたりに逃げ込んだところ、そこは実は、災害にとってはとても危険な場所だったということが起きている。そこをしっかりと区別しながら、特に、緊急時の避難場所についてはもう一度、安全性を検討して、実質、はっきり申し上げると、沿岸部でここは津波で危険だなというところがやや今、避難所と避難場所に指定されているところがありますので、そこは早急に見直して、やはり危険なところ、少しそういう、ここでは廃止をするなどの見直しが必要と、危険な場所についてはそれを改めないといけないということをまとめさせていただいているところでございます。

もう一点、日ごろ曖昧であったところを申し上げますと、最近の考え方ですけれども、垂直避難ということが言われます。垂直避難というのは、住宅であると、河川が氾濫したら2階とか、3階に逃げなさいと、垂直避難なんですけど、ただ、それも住宅なり、建物が安全な場合は垂直避難ということがいいんでしょうけれども、巨大な津波が来て、大きな破壊力を持っている場合に、垂直避難は場合によってはうまくいかないかもわからない。むしろ、あるいは、外水氾濫とって、大きな河川が氾濫すると、大きな土砂だとか、流木と一緒に家にあぶつかってくることもあるので、むしろ、垂直避難というのは内水氾濫というか、じわじわと水が上がってくるようなもの、あるいは、そんなに水位が高くないものについては垂直避難が重要だけど、何が何でも垂直避難が正しいというわけではなくて、基本は遠くて、高いところに避難するという考え方をとらないといけないというようなことも少し整理させていただいております。

あるいは、さらには、これも曖昧なことですが、帰宅難民、帰宅難民というふうに言って、みんなが逃げるのをけしかけるようにしているんですけど、直後に一斉に逃げ出すとむしろ大混乱になるということもありますので、まず、発生後には安全を確保して、むやみに移動しないということも周知しないといけない等々のことについてまとめさせていただいております。

その最後に、そうした避難対策を有効、効果的に進める上での最大の鍵は情報伝達だということで、情報伝達の多様な情報伝達の手段、防災行政無線だけではなくて、エリアメールだとか、いろんなIP電話とか、衛星携帯とか、いろんなものを使って、FMの放送もあるでしょう、多様な手段を通じて、確実に伝えるような仕組みをしっかりと構築しないといけないというところでまとめさせていただいております。

以上の点を踏まえて、少し避難フレームということを活用して、その中で自助・共助・公助の責任を明確にさせていただきましたので、これにつきまして、地域防災計画の次期の改訂の中に反映させていただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○橋下会長

両委員の皆さん、本当にありがとうございました。

今、提言をいただきまして、これは市役所の局と区役所のほうでは、もうできることは即、実行してください。やれることを怠って、市民の命を奪われたということではこれはもう最悪ですから、先ほどの避難所の安全性の点検とか、そういうことも提言いただきましたので、やれることは即、実行してもらおうと。予算化が必要なことはすぐ予算化をしてください。また、平成26年度予算、まだ何とか滑り込ませて、提言を今日もらいましたので、財政のほうで締め切りとかいろいろあるかと思いますが、必要なのは予算化をやってください。僕のところにあげてもらって、必要なのはしっかり予算化をやりますので、一度、局と区役所、この提言に基づいて点

検をしてください。

また、国の関係機関や府のほうとも調整といますか、そういうことが必要なことは即、やってください。予算議会が近づいておりまして、役所としても作業がいろいろあるかと思えますけども、提言をいただきましたのですぐやっていきましょう。

それから、若干幾つか補足をさせてもらいます。

被害予想のほうで、最初の冒頭の資料の1なんですけども、これは大阪府が出した被害予想で、中央防災会議よりもかなり想定が大きく出ておりまして、これは知事のおきも、市との調整で、府が出した被害予想だから、市のほうはそれには基づかないとか、どうのこうのといろんなことがあったんですけども、今、松井知事と僕の体制になっておりますので、大きいほうの、最悪を想定した被害予想で対策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、多様な災害における避難のあり方等検討部会の資料は非常に僕も市長室で拝見させてもらいまして、ありがたい資料で、時間軸をもとにした整理の仕方ということで非常にわかりやすかったです。先ほども局と区役所のほうに言いましたけれども、これももう一度しっかり見てもらって、やることは、できることはすぐに実行に移してもらいたいと思っております。

もうちょっと気づいたこと、体系的でなく、ちょっと局や区役所のほうに指示を出していきたいと思うんですが、自助・共助・公助のあり方に関する提言のところ、後で出てきますけども、防災計画について公助中心の構成からという、今、公助中心になっていると。これは見てもらったらわかりますけども、今の防災計画を読んでも市民の皆さんはわかりません。ですから、特に区のほうの防災計画から、市民の皆さんに理解してもらおうという視点で作り直してほしいということを危機管理室に指示を出して、多分、そういう形になっていると思います。今までは役所がどう動くかという、役所の視点での計画だったところを、市民の皆さんにも読んでもらってわかると、理解してもらおうというところを意識してください。

それから、教育委員会との会議でも、教育委員会からの指摘があったんですが、防災教育を据えるべきじゃないかと。これは大阪市の、これは教育マターなので、また教育委員会とも協議はしていきますけれども、これは力を入れていかなきゃいけないので、教育行政としてやっていく。もちろん区長の位置づけからすると、教育行政に関与していく立場に立っているわけですから、この防災教育というところをしっかりと考えてもらって、特に、そのときの教育委員会との協議では、子供が、ここの提言にも書いてあるとおり、支援を受ける側ではなくて、実は、子供が支援する側のほうに立つんだと。あの釜石の奇跡じゃないんですけれども。防災教育をやって、防災リテラシーを向上させると、子供たちも支援する側に回るんだということはかなり教育委員が強く言っていましたので、これは市全体の教育行政と同時に、各区でこれを意識して、土曜日、土曜授業をやってくれということも僕も教育行政のほうに言いながら、その大きな方針を僕のほうで出していますけども、実際に土曜授業をどう活用するかとか、そういうところでは、この防災教育というところは、南海巨大地震がもうくることは確実なので、これはしっかりやってもらいたいと思っております。

それから、民間の皆さんに、ちょっと僕の避難勧告についての考え方をちょっと説明させてもらいたいと思うんですが、今回、大阪市政始まって以来、初めての避難勧告を出しました。台風18号だったと思うんですけど、大和川流域で避難勧告を出しまして、僕の方針としては、この大号令は躊躇なく発するという方針でやっています。命と比較して、これは知事のとときに新型インフルエンザが発生したときに、僕は一斉休校の指示を出したんですけども、そのときも大阪市と堺市といろいろ調整が難しく、まずは大阪市、堺市を除いて、知事の所管するところだけ出せということでやったんですけど、これは実は出すのにいろいろ大変なんです。出すと、いろいろ市民からクレームがくるとか、もし間違っていたらすごい混乱が生じるから、混乱が出ないようになるべく慎重に出すべきじゃないかとか、新型インフルエンザも3年前ぐらいに出したときに、夜中にみんな集まって出すべきじゃないという意見がいろいろ出た

中で、最後は出すということで、どんと出したんですけれども、避難勧告も朝に危機管理監と協議をして、いこうということで出しました。出す、出さないはこれは各市町村の判断なんです、大和川流域で、上流部は出さずに、下流部である大阪市のほうが先に出したという事態になって、これは本当は広域でどう調整するかということはいくらも考えなきゃいけないんですが、僕はそういう方針で出しますので間違うときもあります。その場合にいろいろと御迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、その際には、出さずに命が奪われるよりも、出して、後で問題がなくても、謝れば済むことであれば、僕はそれは最後、謝るということで、大阪市役所の関係各局にそういう方針を伝えておりますので、乱発はしませんけれども、それは躊躇なく、避難勧告等についてはしっかりデータをもとにそこは出していくと。今回、大和川の氾濫水域、ちゃんと危機管理監のほうから報告がきて、ピークになる前に避難勧告を出せたのが大阪市だけでしたものですから、場合によってはいろいろと御迷惑をおかけすることになるかもわかりませんが、今後もそういう方針で臨んでいきたいと思っております。

僕からは以上です。

これまでの議題について、御意見等、委員の皆さんからいただきたいと思っております。何か御質問、御意見がございましたら言っていただきますでしょうか。

どうぞ。

○西本大阪府医師会理事

大阪府医師会の西本と申します。

今、大和川の氾濫のおそれが出たときの避難勧告のお話でしたが、その際に、大和川の北岸沿いの4つの町会の住民に対して、大体、1万7,000世帯で、人口にして4万1,000名の人口のところに出されたと聞いておるんですが、その際、9カ所の避難所を開設されて、そこに集まれた方が112名、非常に少ないんです。なぜこれだけ少ないのかということで、やはり意識の問題ということで、

ぜひ、なぜ避難しなかったのか、情報が伝わっていなかったのか、避難しなかった理由、その辺のところをしっかりとアンケートなりで解析していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○東危機管理監

ありがとうございます。

大和川の避難勧告に際して、今、御指摘いただいたのは一部かと思うんですけども、全体では、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区の4区で合計46カ所の避難所を開設しまして、全体として避難者数は867名、ピーク時には1,200名ぐらいになっていますけども、それぐらいの数でした。ただ、対象の世帯数が13万1,000世帯、約三十万人ということを考えますと、御指摘のように、非常に数としては少なかったということでございます。区役所等からもアンケートを一部実施しておりますけれども、なぜ避難しなかったのかというようなことについても、一定の調査はしておりますけれども、大抵、大丈夫だと思ったとか、あるいは、家の上に上がられた方の中にはいらっしゃったと思うんですけども、ちょっと細かい、正確な実態までは把握できていないんですが、ただ、いずれにしても大変少なかったことは事実なので、このことについてはしっかりと検証して、次回に教訓として生かしていきたいなというふうには思っております。先ほど防災教育だとか、リテラシーの向上だとか、そういう御意見もございましたけれども、こういったことも含めてしっかりと対応していきたいなど。

あと、情報伝達の問題として、今回、エリアメールも初めて活用しまして、また、これまでは防災行政無線というのが、防災スピーカーというのが主体だったんですが、なかなか聞こえにくい、聞こえづらいという御意見が多数ございました。そういったことでしっかりとこれからスピーカーの調査、どこが聞こえにくいのか、聞こえづらいのか、また、部会からの御報告にもあったように、情報伝達の多様化といいますか、いろんな新しいツールも出てきていますので、区長さん方もツイッターやフェイスブ

ックなんかも活用していただいておりますので、そういったこともあわせて、しっかりと確実に伝わるように努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○橋下会長

重要な御指摘をいただきまして、これはもう当時の状況をそのままお話をさせていただきますと、やっぱり正直、迷いまして、避難勧告なんですけども、実は僕の認識としては、強い意識を持ってくださいねということで、実際に避難の行動を起こしてもらうかどうかというところのちょうど境界ぐらいのところでした、もし実際にみんなが行動を起こして避難してしまうと、これはもうキャパの問題とか、またいろいろあるわけなんです。ちょっとここもまた行政でしっかり考えていきます。避難注意じゃ弱いし、ただ、勧告だからといって、本当にみんなが動いてしまうと、というところもあって、正直、迷ったところでもあるんです。ですから、本当の意味での勧告とかそういうところになってくると、公共の交通機関とかそういうこともじゃあ、全部ストップなのかという話にもなりますけども、それはストップまではいかないしと、それは各事業体のほうで判断してもらったというところで、非常にそういうところもあります。重要な御指摘だったと思いますので、しっかりとここは考えていきたいと思えます。

避難勧告に当たって、初めて避難勧告を出しましたので、副市長の検証で、うまく連絡がとれなかったというところがありました。特に、水防組合とか、各区役所サイド、避難所のほうとの連携というものがうまくいかなかったと。これは一つ重要な反省点でありまして、しっかりとここも対策を講じていきたいと思えます。

そのほか、御意見、御質問はありませんでしょうか。もし、皆様からなければ、大変恐縮なんですけれども、今回、提言をいただいたキーワードにちょっと着目しながら、僕のほうから委員の方に御意見を伺いたいと思えます。

まず、済みません、甲南女子大学名誉教授の奥田委員から、備蓄などの観点で御意

見をお願いできればと思うんですが。

○奥田甲南女子大学名誉教授

備蓄の観点から3つの事柄を述べさせていただきます。

まず、1つですが、自助の必要性が強調されています。

これまで食料と飲料水の備蓄の分量は3日分という程度が常識でした。しかし、南海トラフ巨大地震検討委員会がまとめた、内閣府の最終報告書、昨年5月によりますと、1週間分程度と新たな提案がされています。特に、大阪市では発災直後、甚大な被害が想定されますので、この提言を尊重することが非常に重要であるというふうに考えております。

2つ目ですが、行政の備蓄内容はスピード感に欠けているという問題点を指摘したいと思います。

例えば、アルファ米やインスタント麺などを備蓄しているケースでは、熱や水を加えなければ食べられません。封を切ったらすぐ食べられるものであってほしいと思います。特に、帰宅困難者対応の場合には分配に困難を伴うと思いますので、抜本的な対策をお願いしたいと思います。

3番目ですが、共助に対する期待と、行政のリーダーシップの必要性です。

備蓄食料を食べ尽くした1週間、その後、どうするかという時系列で考えた場合、非常に重要な事柄が待っています。従来、行われてきた救援物資に依存するというやり方が通用しないかもしれない。ですから、共助というものに力点を置いた方法を提案します。これはPTAであるとか、子供会、あるいは、地域住民、自主防災組織が力を合わせまして、大きな釜で御飯を炊き、地域ぐるみでそれを食べる。炊飯訓練をする必要があります。米を炊くのに必要なものですが、米と水と熱源があつたらいいわけですが、最も重要なのは大量に御飯が炊ける釜です。それを保有していない区が多いのではないかと危惧しています。したがって、行政はこれらの購入に対して、財政的な支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○橋下会長

ありがとうございます。

今の御意見に沿って、しっかりやっていきます。

近畿農政局の大阪地域センター長、小野委員様、災害時における食料の供給の観点で御意見を申し上げます。

○小野近畿農政局大阪地域センター長

ただいまの奥田先生のほうから、備蓄のお話がございますけれども、やはり備蓄については国としても備蓄等々、米等の備蓄はございますけれども、すぐに使えるというものではございませんので、支援の必要な食料については市、あるいは、府からの要請を受けて御支援をいたす準備もしておりますけれども、基本的にはやはりそれぞれの御家庭で食料を備蓄していただくということが大切なんではないかなというふうに思います。災害が起こりますと、どうしてもいろんな面で、生産施設、あるいはその流通経路に支障が生じますので、物流が混乱いたしまして、非常に品不足になります。また、災害時には既に御経験のことかと思っておりますけれども、保存性の高い食料については皆様、買い急ぎをされまして、非常に在庫が少なくなり、あるいは、売り切れるという事態が生じてまいりまして、これは容易には解消しない状況でございますので、今、お話がありましたように、少なくとも3日分、できれば1週間分の食料をぜひ、各御家庭でお備えいただきたいということで、私ども、農林水産省として、今、そういったパンフレットを作成しておりますので、ちょうど先週までパブリックコメントをかけておったんですが、それが終わりましたので、作成すれば、ホームページのほうに掲載をさせていただくことになります。

また、市長から先ほどお話がありました新型インフルエンザが流行しそうだというときにも、やはり同じように家庭での食料備蓄についてのパンフレットを作成してございまして、これは農水省のホームページに載っておりますので、御参考にしていた

できればと思います。

1週間分備蓄をされるというと、各御家庭、非常に大変だと思われるかもしれませんが、私どもいろいろ情報提供させていただいておりますのは、ふだんの生活の中で、いわゆるふだん使いの保存性のあるものをお買い置きいただくというのがいいんではないかと思えます。どうしても災害用ということで購入いたしますと、費用もかかりますし、あるいは、デッドストックになってしまいますので、そういう形ではなく、ふだんお使いになる保存性の食料品、あるいは、保存性のそういう食料品を上手に御家庭のメニューの中で御利用いただいて、常に使いながら買い足していくというようなことをしていただきますと、これでかなりの日数の食料が備蓄できるのではないかなというふうに思っております。買いためていただいたものをほんのちょっと、1.5倍ぐらいに在庫を持っていただければ、これで何とか1週間、それなりの食事ができるのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、いろいろ災害時に水道でありますとか、電気、ライフラインがとまりますと、先ほど奥田先生のお話にもありましたように、調理が困難になるという状況もございませうけれども、いろんな生活の知恵を生かして、あるもので調理をしていただくという手法もいろいろございます。そういった関係の情報等を御提供するというのも、私ども食育関係も携わらせていただいておりますので、そういった中でもいろいろ情報発信はさせていただいております。一昨年、昨年9月に食と防災のシンポジウムというのを、これは大阪府さんと、それから、相愛大学さんと共催で開催させていただきましたけれども、そういう中でも、災害時での食についてのいろんな手法、情報等を提供させていただいておりますので、そういうものを御活用いただきまして、市民の皆さんがそれぞれの御家庭で実践していただくというのが大切ではないかなというふうに思っているところでございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

1週間の備蓄で、うちも7人子供がいます、これは大変だな、ちょっと意識しておきます。冷蔵庫が2つぐらい要るかなと思いますけど。ありがとうございました。

次、地域振興会の宮川委員様、地域における防災活動の観点で御意見をお願いいたします。

○宮川大阪市地域振興会会長

此花区の宮川でございます。

地域防災ということでお話しさせていただきたいと思います。

先ほどの宮野先生、あるいは、奥田先生のお話の中から、報告書の中の8ページに書いていますように、自主防災組織というものがまず、必要だということで、行政が中心となりまして、多くの組織が設置されました。大阪市内で80%ぐらいです。これは振興町会というその中の各連合ごとの数になっております。しかし、80%のうち60%ぐらいが実際に避難訓練、あるいは、災害訓練、減災訓練等々をやっておるということで、本当にこれでいいのかなというところがございます。

また、組織ができました、非常に地域性がいろいろありまして、横のつながりというのも非常に難しいものになっております。いわゆる密集地と、それから、マンション群と、このように2つに大きく分かれるわけですが、比較的、密集地の人はそういうところへ避難訓練をやろうという意識が非常に強い。それだけ、自分たちの境遇がそういうものに非常に怖い思いをしていると、こういうことであります。

また、各連合とも自助と共助ということに非常に力を入れておりますけども、先ほどの話に戻りますが、8ページ、やはり要援護者支援計画、これがわずか13%、これは非常に大きく、いわゆる個人情報であるとか、あるいは、対学校との問題であるとか、いろいろと重なってしまっていて、実際にこれがなかなか進まないというのが現状であります。学校との、先ほどの橋下市長の話にありましたように、教育委員会の話が出ましたが、学校と連携して一緒にやろうと言うても、いや、学期末試験だから、あるいは、運動会だのといろいろと口実をつけて、日曜日にはやれないと。我々の地

域では日曜日しか大人が出てこれる日がないということで、そういう行事はほとんどが日曜日なんですけども、それが実際になかなかできないと。無理やり生徒会の生徒を十何人を参加させたということもございますけれども、なかなかそこら辺のコミュニケーションがうまくいかないということでもあります。

それから、実際に避難訓練をしました。そのときに、密集地の人がマンションのどこをかって、毎日、そこを通っているんです。実際に毎日、通って買い物に行ったりしているんですけども、マンションの避難口、いわゆる玄関口、階段が2つも3つもあるんですけども、どこにあるかそれがわかりません。それから教えないとかんという、避難訓練の様子があつたわけなんです。もちろんそういうところに、一遍は、階段を使って上がりなさいと。年寄りといえども上がりなさいという形で、3階までほんまは上がってほしかったんですけども2階まで上げて、また、違う階段からおろして、避難場所へ誘導したと、こういうことがあるんですけども、避難場所へ行ってからは比較的、避難訓練のやり方というのがうまくいくんです。というのは、避難訓練というのはいろんなことが想定されて、地震の場合は震度が何ぼ、津波の高さは何メートル、それから、津波が来る時間は113分とか、いろいろと設定した上での避難訓練ですからやりやすいんですけども、実は去年4月にちょっとした地震がございましたときに、それを避難するのか、しないのかという、地震ですから、もう瞬間的に起こつたこと、それを避難するのか、しないのか、あるいは、私が割り当てられている援護者のところに連絡するのか、しないのか、それすら判断が、皆さんができないということ。そういう各連合によつても、よつぽどしっかりしたリーダー、いわゆる、防災リーダーというのも大阪市にはあるんですけども、防災リーダーの隊長、あるいは、連合会の会長がよつぽどしっかりしておれば、即座に判断はある程度はできるんですけども、大半ができないといつても過言ではありません。

そういう意味で、日ごろから役所とやり合うというのは、どういうところを基準にして、誰がどこまで判断して、誰がどこからは行政が判断する、この辺がしっかり明

確に説明されていない。これが非常につらいところで、先ほど地震のあった後もやはり相当数電話がかかりました。私のほうもかかりましたけども、役所のほうに電話をかけても電話はかからない。こういうふうな報告もございました。それらを今後どうするかということが大きな地域の課題になっております。

それから、避難所の開設にしましても、判断したときに学校が仮に休みだったら、誰が鍵を持っているんだということをしかりと平時から、いわゆる地域の中での教育というあり方、そういうものが非常に大事かなというふうに考えております。

いずれにしましても、地域が地域を、住民を助けると、これは私ごとで申しわけないんですが、12月に延べ600人ぐらいの人を相手に4日間、こういう話をさせていただいたときに、役所は当てにするなど。当てにするといったら変な意味じゃないです。1日、2日身動きがとれないから当てにするなど。そうすると、食料と、それから、子供の世話、それから、年寄りの世話は自分らでやらないかなと。これだけは覚えておくと。

いうたら、質問があるんです。これも皆さんにちょっとお願いしたいんですが、1つは、この災害訓練は上町台地の地震のための災害訓練なのか、南海トラフの津波による避難訓練なのか、その辺を避難訓練するときにはしっかりと教えていただきたい。私が4日間連続で話したときに、そういう質問がありました。それで、皆さんはどういうことを想定しますかと言ったら、今の人は皆、東日本大震災のときの津波の映像を頭の中に描いているわけです。それをずっと追いかけてきます。それでももう一回考えてみると、阪神淡路大震災のときに、高速道路が倒れたとき、あるいは、ビルがどっと倒れていくときの映像を思い出してください。それを両方ともやるとしたら無理やから、今回はこれについてやりますと。こういうふうな行政からも、あるいは、地域からも情報発信といいますか、訓練のときに発信していただきたいなど、そう思います。

以上です。

○橋下会長

貴重な御意見をありがとうございます。

地域の皆さんの協力なくして、防災、いざ、災害が発生したときの避難ということではできませんので、引き続きまたよろしく申し上げます。今、いただいた御意見に基づいて、区役所と地域のそれぞれの防災組織、しっかり連携を密にとってください。要援護者のリストについては、多分、今、区役所が頑張っけてリスト化をやってくれているとは思いますが、個人情報保護の例外条項として、市民の生命、財産、特に、生命を守る場合には例外になる、何かしら例外条項があるはずですから、そういうものも活用しながら、ちょっと要援護者の情報が地域の防災組織に伝わるような工夫をしっかりと申し上げます。恐らく、今、取り組んでもらっていると思います。

それから、日曜日に何か防災訓練をやろうと思ってもなかなか開けないということは、これはまた教育委員会とも協議をしますが、土曜授業をやっているという中で、土曜授業だから土曜日に限るということではなくて、今まで土日が休みだったところに授業を入れるということですから、これもまた学校の先生とか、校長先生と話をしながら、土曜授業と名をうっていても日曜授業に切りかえたりすることも全然、可能なわけですから、ちょっと地域の皆さんと話をして、どうしても日曜日しかできないということであれば、学校の校長と学校協議会を活用してもらって、日曜日にそういうことを、日曜授業で防災訓練を開けるようなそういう取り組みをしてください。宮川会長、また、区役所とそのような一律のルールでやらずに、柔軟にやっていきますので、ぜひまた御意見をください。

ちょっと僕の議事進行のまずさで残り20分ぐらいです。議題があと、3、4残っておりまして、議題3、4の説明で大体七、八分、そうしますと、皆さんから御意見をいただくのが十二、三分ぐらいになりますが、僕からまた御意見を伺いたい方が、議題3、4合わせて7名の方に御意見を伺いたいと思いますので、13分、14分で7名の方ということで、ちょっとその時間を認識していただきながら、御意見をい

ただければと思います。

地域女性団体協議会の吉村委員様、女性の観点で御意見をいただけますでしょうか。

○吉村大阪市地域女性団体協議会会長

吉村でございます。

いろいろとお話をいただきまして、私も検討会のほうに4回出させていただきました。今までここにいらっしゃる方からもわかるように、女性が半分いるんです、大阪市の中で。女性が権利を持っております。いざというときはやっぱり女性の力がなかったら絶対できないということを私はよくわかっております。それで、地域の中で、皆さん方をお願いしたいのは、やはり女性の方と一緒に取り巻いて、やはり地域でやっていただきたいというのが私の念願でございます。地域女性会議のほうでも年に何回かはこういうことをやっておりますが、私の地域では、中学校の生徒たちと御一緒に地域の活動の中で防災訓練をやりまして、本当に地域の子供たちがああ、おばちゃんらとしてよかったわという声を聞いて、後からのアンケートを聞きましたときに、やはり地域一丸となって、女性も男性もが力を合わせてやっていかなければならないこの防災計画でございます。いつ何時、私たちの頭に降りかかるかわかりません。でも、いつきてもいいような形をとるには、今さっき宮野先生がおっしゃったように、やっぱり備蓄、やはりいろんなものをためておく。でもその限度がございまして、それをやはり自分が、女性はやはり何年まで、何日までできるということを見て、やはりそれを撤回するというような形も女性にとっております。今まで、私、ここで何遍もお話しさせていただいたので、自助・公助、自分たちが自助が一番大切であると、それを公助に頼ったり、いうたら、共助に頼っていたら、結局、自分たちがすべきことを失うんだということをいつも申しております。

皆様は御存じかと思いますが、各地域の中の電柱に、避難場所はここから何メートル行ったらいいというのをせんだって、私、皆さんにお聞きして、私は自分の地域の中でそのメートルが入っておる学校へ逃げるのが何分、何時間とか書いています。何

メートルと書いています。それも一応、皆さんと御一緒に回って、ここにはこういうことを書いてあるんだと。あなたの避難場所はここだということを私は明示していただいているところに全部に回っていただきまして、皆さんに問いかけたわけなんです。そうしたら、大概の方は自分の逃げる場所とか、それがわかっておられて、それで避難場所に行く場合は、その留守の家には私たち女性がここは留守ですと表にタオルを巻くんです。この家は空になっていますよというのを。それはみんな女性なんです。だから、集合場所に行くのも女性、女性がやっぱり中心になって回っているということを市長、わかってほしいと思います。

以上です。

○橋下会長

十分認識しております。ありがとうございます。今の御意見、しっかり踏まえて、ちょっと区長、よろしくをお願いします。吉村委員、よろしいでしょうか。みんな区長、頑張りますというふうに言っていますので。

○吉村大阪市地域女性団体協議会会長

どうぞお願いします。

○橋下会長

避難所の開設も女性の力がなければ適切な避難所の開設ができませんし、また、避難される方、女性の方が避難されるという視点での避難所のあり方というものも考えなければなりませんから、区長、そこは頑張ってください。

続きまして、多様な災害における避難のあり方検討部会に関連しまして、キーワードをちょっと抽出しまして、御意見を伺いたいと思います。

NHK大阪放送局長の坂本委員様、かんさい生活情報ネットワークを活用した災害時における情報共有、情報発信の観点で御意見をお願いいたします。

○坂本日本放送協会大阪放送局長

NHKの坂本であります。

公共放送NHKとして、日々、防災・減災報道を続けているというところであります。

NHK大阪放送局では2つの命題がありまして、1つは南海トラフ巨大地震対応、それから、もう一つは首都直下型で、東京の放送機能が失われた場合の代替機能をどう果たすかというこの2つを今、対応していこうということで進めております。東京と同じような形で長時間、全国放送が出せるようにということで、今、機能強化の整備を進めているところです。去年からやってきております。

それで、一番大事なものは初動であります。緊急地震速報が出た後にどうそれを伝えるかというところで、1つはヘリコプターの取材、直ちに発災直後から飛び立って、24時間対応すると。それから、もう一つは、ロボットカメラ、普通は天カメという、平時のときはお天気カメラみたいに使っていますけども、これで海岸線を含め、映像をできるだけ多角的に撮ろうという、これで準備を進めているところであります。

この初動体制が進みますと、被害状況、あるいは、安否情報、それから、避難情報というふうにいきまして、その次の段階でライフライン、避難所等々のライフラインをどういうふうに伝えるかというところで、先ほど御紹介がありましたかんさい生活情報ネットワークとの連携というのが公共放送として非常に重要になってくるということで、去年6月から発足しましたけれども、会長を室崎先生にお願いしたり、宇田川先生にもいろいろアドバイスをいただいたりしながら、今、中身を詰めているところであります。随時、かんさい生活情報ネットワークの訓練はやっておりまして、今後、放送の中でその情報を生かしていきたいと。正確、迅速という、この非常に難しい、悩ましいところもありますけども、いろんな形で重層的に伝えられないかと。

それから、テレビの場合、全国放送、それから、広域放送、それから、各局の地域放送と3段階がありますので、その中でそれぞれの情報が入ったときに、いわゆるスクロールスーパーというスーパーを流して、きめ細かに情報を出していく。それから、テレビだけではなくてやはり震災のときにはラジオという、これも非常に貴重なライ

フラインでありますので、ここでもきめ細かに地域の情報を出していく。それから、データ放送というのも今、やっておりますし、モバイル系も使いながら、いろんな形できめ細かな状況を伝えていこうということで、今、取りかかっているところであります。関係方面と連携をとりながら進めていければというふうに思っております。

以上であります。

○橋下会長

本当に情報発信は非常に重要ですので、よろしく願います。

大阪府看護協会の伊藤委員様、災害時における看護活動などの観点で御意見を願います。

○伊藤大阪府看護協会会長

ありがとうございます。

災害時の看護の役割というのはやはり生命を守ることと、健康生活を維持するという大きな2つの役割を認識しております。

それで、避難所生活ということをする場合に、まず、環境に関して、各避難所の環境整備というものを特に、水とか、光とかというものに関しての整備ができるということが大事であるということと、感染対策を事前にしておいてほしい。トイレ、ごみ問題が解決できるようにということで、こういう公共場所、避難所として指定する公共場所でどのような設定をすればいいかという訓練の中に、そういうものも計画していただきたいとふうに思っております。

それと、福祉避難所と今、言われているんですけども、身体障害者とか、高齢の方で支援が要る人に対しての福祉避難所の設置ということを要望したいというふうに思っております。そこで、やはりお世話をする人の要員が不足しているということ、今朝の新聞にも出ていたんですが、看護協会のほうには災害支援ナースというものを研修をさせて登録しております。現在、大阪の看護協会にも216名登録者がいます。県外にもいろんな数、全部で1,000人を超える災害支援ナースがいますので、そ

の人たちを活用する方法もぜひ考えていただきたいということと、あと、避難所に必ず看護職が避難している、東北ではその人たちが避難に来る前に血圧計を持って活動していたという報告がありますので、やはりそういうそこにいる看護職をぜひ使っていただきたいなということを思っています。

それと、応援要請ネットワークという言葉を使っている県もあるんですが、在宅で医療、介護を受けている方々にかかわっている業者、それは在宅酸素を提供しているだとか、人工呼吸器を提供しているだとか、輸液ポンプだとか、そういうものを取り扱っている業者がそういう、どこにどういう人がいるのかということよく知っているということで、安否確認に非常に役立ったという報告があります。

それと、あと、医療、介護している訪問看護ステーションのドクター、ナースもそういう情報をたくさん持っていますので、やはりそういう連携がとれる会議を持っていただきたいなというふうに思っております。そうすることによって、実際に避難所で酸素が必要になったときにどこへどう連絡すればいいのかというようなことが、連絡がとりやすいんではないかなということを思っております。

以上です。

○橋下会長

ありがとうございました。

しっかりと御意見を踏まえて取り組んでいきます。

次に、JR西日本の西出委員代理様、帰宅困難者対策の観点で御意見をいただければと思います。

○西出西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社課長代理

西日本旅客鉄道株式会社の西出でございます。よろしくお願いたします。

大規模な災害の発生直後といいますのは、当社施設内、及び、施設の利用者のお客様の避難、誘導、並びに、負傷者の救護というところが最優先になってまいります。こちらのほうを行っていきます。

また、鉄道事業者といたしまして、可能な限り早期に運転を再開するということが最も重要でございますので、こちらのほうも平行して対応していきたいというふうに考えております。

しかしながら、列車が長時間にわたって運転を見合わせた場合、これは旅行中止、旅行を見合わせたお客様が駅に滞留される。また、情報を求める方や、帰宅をしようとする方が駅に集まるということが想定されます。そういった中で、主要なターミナルでは、滞り場所のない方を含めて、多くの帰宅困難者が集中されるというふうに思われます。このような場合、弊社は自治体や他の交通機関との連携を行いまして、一時滞留施設へお客様を誘導することができない場合、限られたスペースではございますが、お客様の安全の確保を前提として、駅の一部スペースを可能な限り滞留場所として御提供させていただくというふうに考えております。

いずれにしましても、このような事態に備えまして、マニュアルの整備でありますとか、訓練といった平常時からの準備を行うこととしております。駅構内のグループ会社や、また、自治体、警察、消防といった公的機関の、また、周辺企業さんとの連携を図ることが最も重要と考えております。

以上です。

○橋下会長

大都市としてはこの帰宅困難者対策が非常に重要ですので、また引き続きよろしく申し上げます。

ちょっと議事進行のまずさで時間が迫っておりまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいので、議題3、4につきましては、あわせて事務局から3分以内でちょっと説明を、もう資料はお渡ししていますから、ざっとポイントをかいつまんで説明してもらえますか。

○松本危機管理室長

それでは、議題3、大阪市地域防災計画改訂の方向性につきまして説明させていた

だきます。

資料 3 に沿って説明します。

まず、1 ページは、先ほども説明しましたけど、大阪市が目指す方向性を示しております。

2 ページ、3 ページは現行の大阪市地域防災計画の構成なり柱を示しておりますけども、これは抜本的に改訂しなければならないと考えております。

続いて 4 ページです。

4 ページは自主防災組織に係る取り組みをお示ししております。

先ほど宮川委員からもお話がありましたように、自主防災組織の設置は区役所からの回答において 83%、うち避難所開設訓練の実施は 332 地域のうち 221 地域ということで 67% でございます。さらに、地域によっては取り組みに温度差があります。そこにも書いていますように、防災マップの作成①からその他の自主防災組織に係る取り組み②に掲げる自主防災組織の取り組み項目数が 3 項目以下という地域が 40% を占めていること。また、避難所開設訓練が済んでいるうち、直近 3 年間では未実施のところは 30 地域あること。また、地区防災計画の作成とか、要援護者支援計画の作成が 10% 台にとどまっているということで、取り組みが進んでいない分野もございます。

大阪市といたしましては、まず、ステップ 1 として、避難所開設訓練などの実施を通して、自主防災組織の確立を図るとともに、防災セミナーなどの実施もしながら、市民の防災リテラシーの向上を図ってまいりますし、また、ステップ 2 として、自主防災組織の強化も図ってまいりたいというふうに考えています。

また、6 ページでは部会からの提言を受け、大阪市地域防災計画改訂の考え方を示しております。

まず、大阪市、市民、昼間市民、事業者等の責務と役割を明確にし、公助中心の構成から自助・共助の取り組みも記載した構成にし、全ての人と共有し、取り組みがで

きるような計画にすることとしたいというふうに考えております。

7 ページ、8 ページは大阪市としての個別課題について、昨年より市役所内部において検討会議を設けるとともに、関係機関とか、事業者等にも御協力をいただきながら、さまざまな課題についても検討を進めております。

次に議題4、大阪市防災・減災条例（仮称）については、資料4をごらんください。

1 ページ目には条例制定の概要として、目的や基本理念を示すとともに、自助・共助・公助の関係を示しており、それぞれの役割を果たすことによって、防災・減災につなげていこうとする図表でございます。

2 ページ、3 ページには大阪市、市民、昼間市民、事業者等の責務と役割の案を示しております。

項目ごとに、まず公助として、大阪市等の責務と役割をお示しし、市民、昼間市民、事業者等における自助・共助の役割などを事前の備えとか、災害発生後の御協力等についてお示ししております。

4 ページは参考として、条例と地域防災計画の関係イメージを示しております。

地域防災計画は災害対策基本法に基づいて作成し、国や府との計画との整合性を図り、議会へ報告するものであります。一方、条例は、本市、市民、昼間市民、事業者等における努力義務等を課すことができる法規範として、地域防災計画の実効性を高め、防災・減災対策を効果的に推進するものであり、議会での議決を要するものでございます。

5 ページには、参考として、他都市における条例の制定状況をお示ししております。

最後に、資料5にお示ししております地域防災計画の改訂と、条例制定のスケジュール案を示しております。

大阪府では平成25年度末に地域防災計画を改訂される見込みと聞いております。大阪府の改訂内容を踏まえて、大阪市における課題の検討結果も踏まえ、大阪市地域防災計画の改訂を進めてまいります。

また、あわせて、市民の皆様等からの御意見をお聞きしながら、議会での議論も踏まえ、条例の制定を秋ごろに行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○橋下会長

宮川委員、吉村委員、地域防災組織の確立、強化というものを非常に戦略として据えていますので、ぜひ、区長と区役所と連携をとりながら、形だけでない組織にしていきたいと思っておりますので、ぜひ御指導をお願いします。

また、繰り返しになりますが、要援護者支援計画、このリストの部分で個人情報の扱い、ここを何とか区長、これは幾らでも工夫できると思っておりますので、ちょっと地域の皆さんの協力を得て、そこの情報共有のほうはお願いします。

条例については、防災計画等実行あらしめるものとして、これからスケジュールに沿って条例の制定をやっていきます。条例ということで、単なる行政的な計画ではなくて、一つの法規範として、民間の皆さんにもある意味、協力を求めるというような法規範として制定をしていきたいと思っております。

大変申しわけありませんが、これに関連して3名の方から御意見を伺いたいと思っております。できましたら2分ほどで御意見をいただけたらと思っております、恐縮ですが。

日本赤十字社大阪支部の近澤委員様、赤十字社における災害時医療活動の観点で、赤十字社の活動状況の御説明と、あわせて御意見をお願いしたいと思っております。

○近澤日本赤十字社大阪府支部事業部長兼事業課長

それでは、スクリーンにより話をさせていただきます。

それでは、初めに少しお時間をいただきまして、日赤の救護活動につきまして話をさせていただきます。

日赤は赤十字の目指す人道実現のため、災害発生時にごらんのようにさまざまな活動を行っております。中でも、初動時には尊い命を守る医療救護活動に力を入れています。

日赤が行う医療活動でございますが、必要に応じて、避難所等への巡回診療も行っております。派遣する医療救護班でございますが、医師、看護師、事務職員で編成し、必要に応じて薬剤師や助産師等を追加しております。この常備救護班が大阪では20班、全国では約五百班編成しております。

これは救護班が40班以上出動した最近の主な救護活動でございます。

災害医療は現地で数日活動して、はい、終わりということはできません。赤十字は全国に92の赤十字病院がございます。これまでも組織を挙げて、超急性期から慢性期まで息の長い活動を行ってきました。先の東日本大震災では医療救護班を発災当日に55班出動させ、病院を交代させながら、6カ月間にわたり延べ896班、約六千五百人を派遣し、延べ8万7,000人を超える被災者の診療に当たりました。

さて、大阪には天王寺区にある大阪赤十字病院と、高槻赤十字病院がございます。いずれも初災後、すぐに医療救護班が出動できる当番制を設けており、平時から救護班要員の経験に応じた救護班要員の研修や訓練を定期的に行っております。

また、日赤は大規模災害発生後、被災地における診療を目的に、デルを整備しております。デルとは、簡単に言いますと、医師、看護師等の要員からなる仮設診療所の総称でございます。装備された医療資器材によりまして、1日150人程度の傷病者に対して3日間の治療が可能です。その後は被災状況に応じて、医療資器材を補給することにより被災者に対する治療を数カ月に及び継続することができます。現在、国内で20機保有しており、大阪にも1機配備しております。写真は東日本大震災で大阪から派遣されたチームが宮城県庁前で活動を行っている様子でございます。

これまで赤十字の災害救護活動を簡単に紹介してきましたが、災害から命を守るためにはこれまでの発災直後の活動だけではなく、事前の防災・減災の取り組みが必要であると思います。平時から、赤十字ではごらんのように、災害時に互いに助け合い、被災者を減らす取り組みとしまして救急法などの講習を行っております。これからは

救急法などの内容に加えまして、自主防災組織等を対象に、防災・減災の知識を積極的に推進するため、日赤大阪府支部では関西大学の河田教授のお力をかりまして、仮称ではございますが、来るべき大地震に備えての冊子を本年6月をめどに作成中でございます。その冊子によりまして、赤十字防災計画プログラムを推進する予定でございます。

防災・減災につながる仕組みをつくるには大阪市各防災関係機関の連携強化はもちろんでございますが、赤十字奉仕団による地域におけるマンパワーは必要不可欠と思っております。また、行政の方にも大阪市の防災に関する知見について、我々、日赤や自主防災組織等の方にお伝えいただくなど、さらなる御協力をいただければ、自助・共助における防災に日赤も貢献できると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

済みません、会議の時間をちょっと過ぎておりまして、大変申しわけありません、大阪府医師会の西本委員理事様、医師会に置ける災害時医療活動の観点で、できましたら御意見を中心にいただけたらというふうに思います。

○西本大阪府医師会理事

現在、医師会で取り組んでおりますのは、災害が起きたとき、DMATとか、いろいろ支援組織が来るんですが、実際、最初の24時間は地元の医療、共助が一番重要になってくるだろうと。そこに医院があり、病院があれば、けがをした人たち、病気の人たちは必ずそこへやってくるだろうというふうに考えております。ということで、実際に医師会としましては、外傷とかそういう初期診療を医師であれば、あるいは、看護師さんであれば誰でもできるようにということで、災害外傷の初期の対応のトレーニングコースを開催しておりまして、現在のところ、1回36名で、医師が12名、

看護師が24名を対象としまして15回もう既に開催してきております。ということで、災害が起こったときにまず、初動というか、動けるのは地元の人たちであって、外からの助けではないというふうに考えて、共助の部分を重点的にトレーニングをしていっている最中です。

○橋下会長

ありがとうございます。

大阪ガスの末澤委員様、ライフラインの観点からできましたら御意見を頂戴したいと思えます。

○末澤大阪ガス株式会社大阪導管部長

市民の皆様が我々、ガス事業者にも未曾有の地震、津波があったときに求められるのは、恐らく、次の3つだと思っております、1つは二次災害は大丈夫かということ、それから、早く復旧してほしいということ、3つ目は地域に対して何か協力できることはないかと、この3つだと思っておりますので、こういう観点から弊社の取り組みを簡単に御紹介させていただきます。

予防対策としましては、今、ガス管は、ほとんど低圧のパイプはポリエチレン管と、こういうふうな形になっておりまして、地震に非常に強くなっています。

メーターもマイコンメーターというのがついておりまして、大体、震度5弱ぐらいの地震がくれば、自動的にもうガスをストップしますので、二次災害のおそれは非常に少ないと、こういうことになっております。

それから、弊社は本社、淀屋橋にございますけれども、もしあそこが被災した場合も、京都リサーチパークに中央指令のサブセンターというのがありまして、こちらから監視制御を即座にバックアップするので、こちらで対応できるということでございます。

これは、下の写真は東日本のときの石巻赤十字病院さんへの臨時供給の状況なんですけれども、災害拠点病院とか、人命にかかわるような社会的な重要な施設に対して

は、たとえガスが通っていなくても、代替の燃料による臨時供給などで、お客様の活動を支援していきたいというふうに考えています。

東日本がありまして、ちょっと当社の基本的な考え方についてもう一度整理してございます。

まず、何といても、人命を最優先にすると。その上で、二次災害を防止してお客様の生命、財産を守ると。その上で、最終的に供給の確保ということで安定供給、早期復旧を目指す、こういう方針で進めてまいっております。具体的に、最近、取り組んでいる一例を二、三紹介したいと思います。

今、沿岸防災ブロックというものをつくろうと思っておりまして、津波のよくきそうなところ、沿岸エリアにバルブを埋めまして、遠隔でバルブを閉められるようにして、ガスを遮断するような仕組みをつくっております。大阪市でいいますと、黄色いところの港区さん、大正区さん、住吉区さん、このあたりの約二十万戸のエリアを、もう大津波警報が出たらとめると、こういうふうなことで、御不便はかけますが、二次災害は絶対に起こさないということで、こういうブロックをつくってきたいということでございます。今、建設局さんにも非常にお世話になっております。

それから、我々、泉北と姫路に製造所がございますが、この製造所とか、高圧がもしやられますと、非常に長期の間、ガスの供給ができないということになりますので、製造所については水密化の対策とか、それから、電源喪失が非常に問題になりましたので、もともと油の自家発はあったんですけども、ガスは売るほどようけありますので、ガスタービンのものにこの際、変えてということで対策を打っております。

最後に顧客の支援策でございますが、過去のいろんな地震等でもカセットこんろの貸し出しとか、街頭シャワー、こういうのが非常に喜ばれております。それから、一番下にちょっと書いていますが、津波の避難者の支援ということで、これは大阪市内にはありませんけど、堺のガスビルは津波避難ビルに指定させていただいておりますし、岩崎のドームシティガスビルのデッキも一時待機所として津波避難者を受け入れる予

定にしております。

以上でございます。

○橋下会長

ありがとうございました。

医師会の西本委員理事様と大阪ガスの末澤委員様、ちょっと最後に時間が足りなくなってしまいまして、十分な時間を提供できなくて本当にすいませんでした。医師会の西本委員理事様のほうは事前に資料は御用意していただいていたんですか。

○西本大阪府医師会理事

手持ちだけです。

○橋下会長

ああそうですか。大阪ガスの末澤委員様、資料のほうをちょっと後でまた役所のほうに提供していただいて、区役所と東危機管理監、区長と関係各局のほうに資料を配付して、関係各局と区長のほうはしっかりそれをまた大阪ガスのほうの資料を読んでおいてください。

皆さんの御協力をいただきまして、本日の議題は全て終了いたしました。議事運営のまずさからちょっと時間をオーバーしまして、大変申しわけなく思っております。今後も関係機関の皆様の御協力によって、何とか大阪市民の命を守るということに全力を尽くしていきたいと思えます。

きょうは大変濃い会議になったかと思えます。形式的な会議というよりもさまざまな御意見をいただいて、きょう、できることはもう即、実行せよということ、区長と関係各局のほうに指示を出しましたので、また、不十分なことがありましたら、委員の皆様から危機管理監のほう、ないしは、関係局のほうを通じて、まだこの辺が不十分じゃないかということもまた御指摘ください。

本日の会議を踏まえまして、防災計画の作成、抜本的な改正と、そして、防災・減災に関する条例の制定、これを進めていきます。それを見据えて、区長と関係各局は

しっかりと対応をしてください。

それでは、事務局、最後のまとめをお願いします。

○東危機管理監

本日は長時間にわたりまして御議論いただきまして、本当にどうもありがとうございました。本日いただきました御意見をもとに、市長が申しましたように、すぐできることは実行に移し、ともに地域防災計画の改訂に反映させます。また、あわせて、条例制定に取り組んでまいります。今後とも引き続き委員の皆様方のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、本日の会議を終了してまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○橋下会長

本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。引き続きお願いいたします。

—了—